

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月24日

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 善雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【電話番号】 03-6880-6400

【届出の対象とした募集（売出）  
内国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 新生・フラトンVPICファンド

【届出の対象とした募集（売出）  
内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 上限1,300億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

新生・フラトンVPICファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

ただし、「VPIC」に「ヴィピック」とフリガナを付すことがあります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

1,300億円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

午後3時まで、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

#### (5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」でお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

#### (6) 【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### (7) 【申込期間】

平成23年11月25日から平成24年11月27日まで

申込期間は、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所である販売会社については（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### (9) 【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井

信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です(以下同じ)。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。「自動けいぞく投資コース」による再投資の際には手数料はかかりません。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

ホーチミン証券取引所の休業日

カラチ証券取引所の休業日

ムンバイ証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます(以下同じ。)

日本以外の地域における発行は行いません。

## 振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとしてします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

### （参考）

#### 投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」と言います。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下の通りです。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表 (網掛け表示部分) の定義 >

- 追加型
- 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
  -
- 海外
- 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
  - 実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
  -
- 株式
- 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
  - 実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
  -

##### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(含、日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり

一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		( )
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))	日々	オセアニア		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式(一般)))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

- その他資産
- 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態が（投資信託証券・ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの）をいいま（株式（一般）））を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
- 年1回
- 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- アジア
- 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ファンド・オブ・ファンズ
- 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 為替ヘッジなし
- 目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

## 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,300億円を限度として信託金を追加することができます。委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

1.主として、ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

投資対象には、預託証券<sup>1</sup>、個別銘柄の株価や株価指数に係るオプション、株式や株価指数の価格に運用成果が連動する債券等も含まれます。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用することがあります。

1 預託証券：Depositary Receiptのことで、頭文字をとってDRと略すことがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことで

す。  
中国の株式には、上海証券取引所、深?証券取引所に上場している株式のほか、香港証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式（レッドチップ<sup>2</sup>、H株<sup>3</sup>）やその他の証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式等（預託証券（DR）を含みます。）を含みます。なおその他の国の株式も国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。また未上場株式に投資する場合があります。

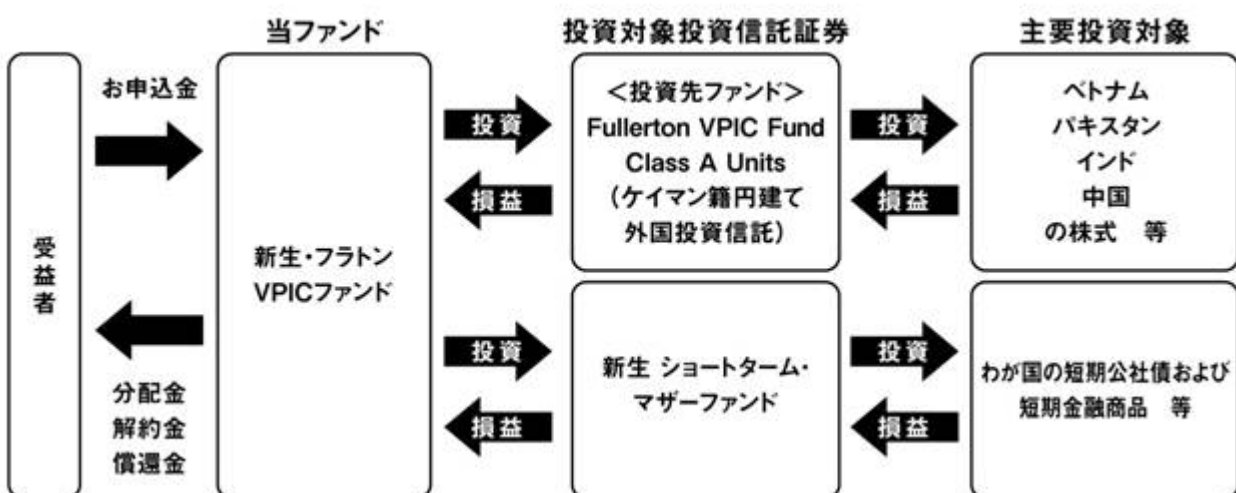
2 レッドチップ 資本的な背景は中国本土だが登記は香港（またはその他地域）で行われた企業（銘柄）

3 H株：香港に上場した、資本も登記場所も中国本土の企業（銘柄）

ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等への投資は、ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券（以下「Fullerton VPIC Fund」または「投資先ファンド」という場合があります。）への投資を通じて行います（当ファンドはファンド・オブ・ファンズです）。

主として前記の外国投資信託に投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。

#### <ファンドの仕組み>

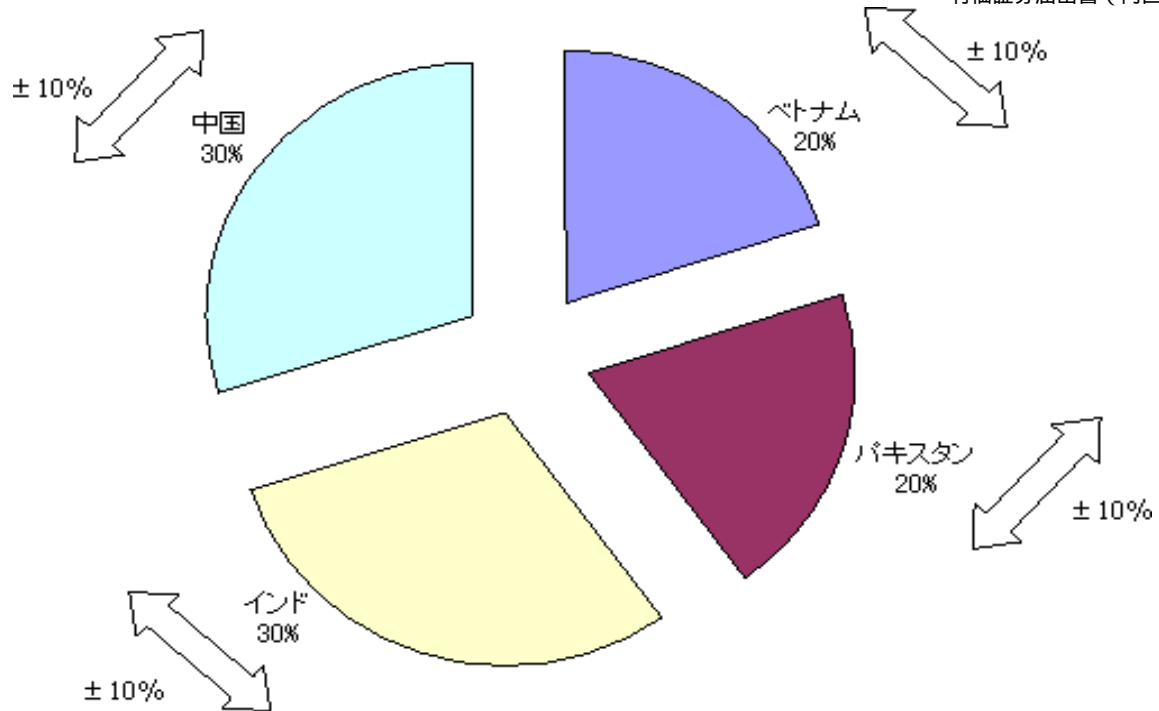


2.投資先ファンドにおける国別配分比率は、原則としてベトナム、パキスタン、インド、中国の順に20%、20%、30%、30%とすることを基本とします。

3.国別配分比率は、マクロ経済や企業業績の動向および株式市場のバリュエーションなどを分析し、原則として基本構成比の±10%の範囲内で変動させます。

#### <国別配分比率>





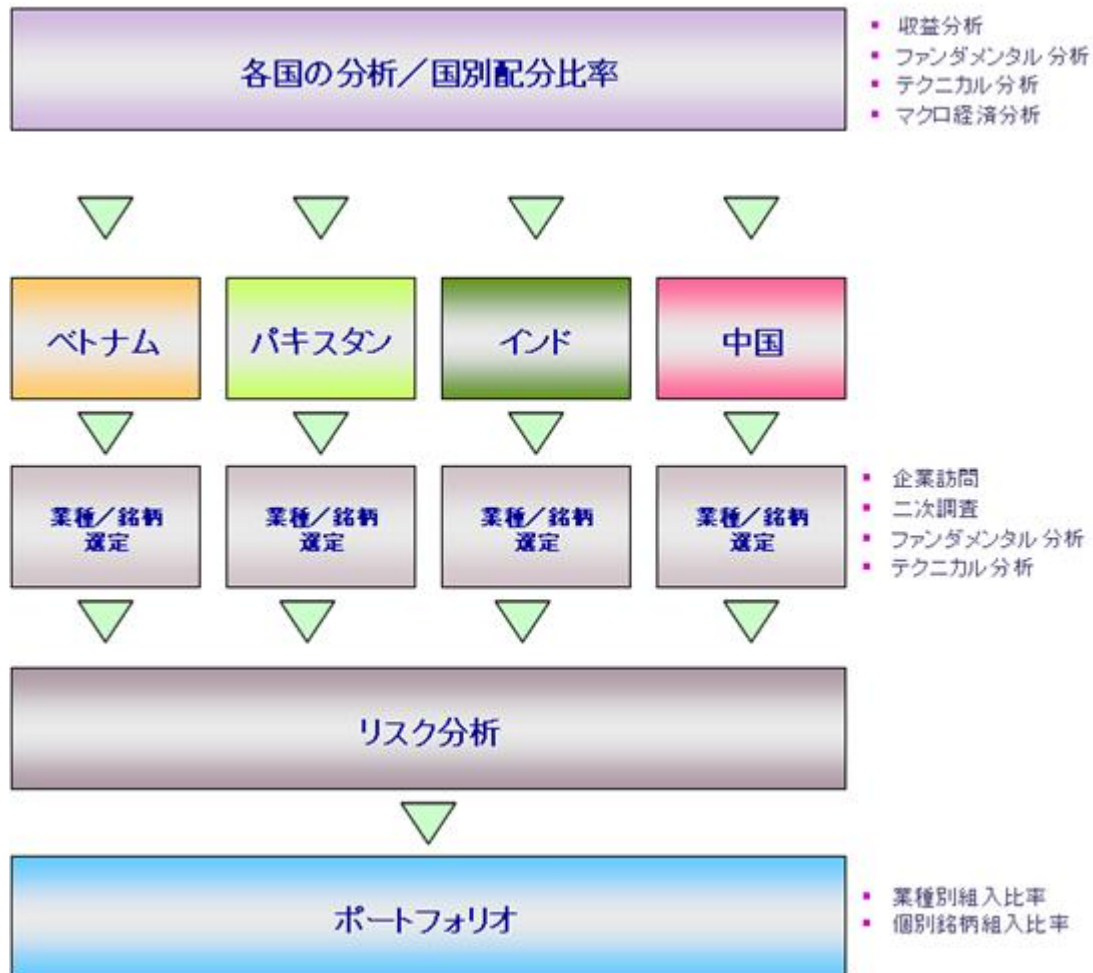
(注) 市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。

4. 業種や銘柄の選定は、企業訪問やファンダメンタルズ分析、テクニカル分析に基づき行います。
5. 投資先ファンドの運用は、フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド(以下「フラトン・ファンド・マネジメント」といいます。)が行います。

<フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドの概要>

シンガポールを拠点とする運用会社です。シンガポール財務省が全額出資するテマセック(TEMASEK)・ホールディングスの100%出資により2003年にシンガポール通貨監督庁の認可を受けて設立されました。

<Fullerton VPIC Fundのポートフォリオの構築プロセス>



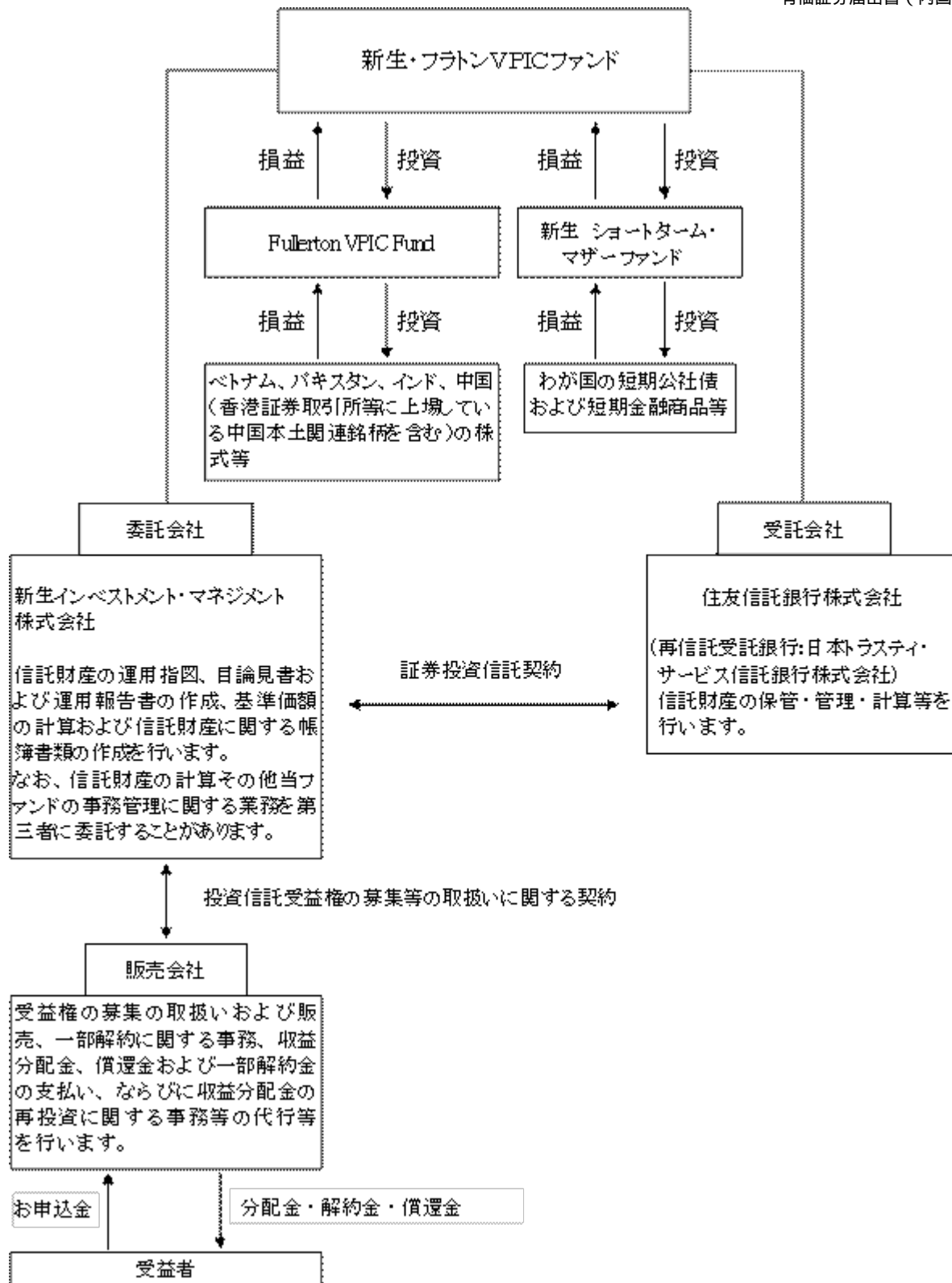
6. 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成19年9月28日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



## 契約等の概要

### 1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受託会社（住友信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

### 2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

## 委託会社の概要

### 1) 資本金

4億9,500万円（平成23年9月末日現在）

### 2) 沿革

平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

### 3) 大株主の状況

（平成23年9月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率（％）
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900	100

## 2 【投資方針】

### （1）【投資方針】

ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund」受益証券への投資を通じて、主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む）の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組入れられる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。

投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

投資する投資信託証券は見直しを行う場合があります。

実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

## （２）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．金銭債権
  - ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

### 運用の指図範囲等

- 1) 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。
  - イ．ケイマン籍円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券
  - ロ．証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券
  - ハ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
  - イ．預金
  - ロ．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - ハ．コール・ローン
  - ニ．手形割引市場において売買される手形

### < 投資対象投資信託証券の概要 >

「Fullerton VPIC Fund」はケイマン籍の円建て外国投資信託受益証券です。「新生 ショートターム・マザーファンド」は新生インベストメント・マネジメント株式会社が設定・運用する証券投資信託/親投資信託です。

ファンド名	Fullerton VPIC Fund
形態	ケイマン籍の円建て外国投資信託受益証券

<p>主な投資対象</p>	<p>ベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。）の株式です。 （未上場株式や国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。） そのほか、預託証書（DR、Depositary Receipt）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、償還金額等が株式や株価指数の価格に連動する効果を有する債券等に投資する場合があります。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用する場合があります。</p>
<p>運用の基本方針</p>	<p>信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。</p>
<p>主な投資態度</p>	<p>主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。）の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。 株式への投資は高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、組入比率を落とす場合があります。また市場の休場等に対応するため一時的に組入比率を落とす場合があります。 株式等の国別配分比率は、ベトナム20%、パキスタン20%、インド30%、中国30%を基本とし、原則として±10%の範囲内で変動させます。ただし、市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 市況動向や、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき等ならびに運用資産が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
<p>主な投資制限</p>	<p>株式への投資割合に制限を設けません。 同一銘柄の株式（当該株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の10%以下とします。 株式（株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。）の時価総額とデリバティブ取引の株式のロング・ポジションの想定元本の合計額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。 外貨建て資産への投資割合に制限を設けません。</p>
<p>決算日</p>	<p>年1回、原則として毎年12月31日</p>
<p>申込手数料</p>	<p>かかりません。</p>
<p>解約手数料</p>	<p>かかりません。</p>
<p>運用報酬</p>	<p>純資産総額に対し年率0.90%</p>

管理費用等	<p>当初のファンド設定費用（弁護士費用等） （この費用については当初5年間で償却いたします。）</p> <p>その他（ ）受託会社報酬額、管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等（ ）監査報酬、弁護士報酬等（ ）有価証券売買時の取引費用等（その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。）</p> <p>投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。</p>	<p>合計1,904,767円 年額約38万円</p>
運用会社	Fullerton Fund Management Company Ltd 所在地：シンガポール共和国シンガポール市	
管理会社	HSBC Trustee (Cayman) Limited	

（注）運用報酬や管理費等については、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド	
形態	契約型投資信託受益証券/親投資信託	
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。	
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。	
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。	
主な投資制限	<p>外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p>	
決算日	年1回、原則として毎年12月10日（収益の分配は行いません。）	
申込手数料	かかりません。	
解約手数料	かかりません。	
運用報酬	かかりません。	
運用会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社	
受託銀行	住友信託銀行株式会社	

### （3）【運用体制】

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会議	役割・機能
投資政策委員会	<p>運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。</p> <p>運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。</p>

リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。
----------	--

組織	役割・機能
運用部 (7名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

#### フラトン・ファンド・マネジメント

チーフ・インベストメント・オフィサー（以下、CIO）のもと、株式、債券、ストラテジー・通貨、ファンド・オブ・ヘッジファンドのチームがあり、下記のような会議があります。  
アセットアロケーション・ミーティング・・・隔月開催。議長はCIOで、メンバーは全ての運用専門職。株式市場の見通しやカントリー・アロケーションなどが話し合われます。  
投資委員会・・・隔週開催。CIOが議長。各アセットクラスのヘッドとストラテジーチームが参加。投資の基本戦略が決定されます。  
株式ミーティング・・・毎週開催。株式チームのヘッドが議長。株式チームで一週間の売買とパフォーマンスが議論されます。

上記の運用体制等は平成23年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### 1) 分配対象額の範囲



経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

## 2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

## 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

### 分配金のお支払い

#### 「一般コース」

原則として、決算日から起算して5営業日目までに、収益分配金のお支払いを開始いたします。お支払いは販売会社において行います。

#### 「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（注）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。

## （5）【投資制限】

### 信託約款に基づく投資制限

投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

---

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

#### 価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

#### カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

### 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

### その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## （２）投資リスクに対する管理体制

### 新生インベストメント・マネジメント株式会社

#### 1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割・機 能
運用部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。</li> <li>・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。</li> </ul>
管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。</li> <li>・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。</li> </ul>

#### 2) コンプライアンス体制

管理部（コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。）は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

#### フラトン・ファンド・マネジメント

リスク管理体制は役員会レベルの監査・リスク委員会によって監督されます。リスクのモニター、コントロール、管理は、独立したリスク・コンプライアンス・チームによってなされ、チーフ・オペレーティング・オフィサーにレポートされます。

上記体制は平成23年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675% (申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額) (税抜3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

## (2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料

かかりません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差引いて、残存受益者の信託財産に繰入れる金額のことをいいます。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.176% (税抜1.12%) の率を乗じて得た金額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします (括弧内は税抜です。)

信託報酬率 (年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.176%	0.3885%	0.735%	0.0525%
(1.12%)	(0.37%)	(0.70%)	(0.05%)

投資先ファンドの運用報酬(純資産総額に対して年率0.90%)を加えた、実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年2.076%程度です。

#### 信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末ならびに信託終了のときに、信託財産から支払われます。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 《参考》

当ファンドが投資対象とするケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIIC Fund Class A」受益証券に係る手数料等

## (1) 申込手数料

かかりません。

## (2) 解約手数料

かかりません。

## (3) 運用報酬

運用報酬（年率）	投資先ファンドの純資産総額に対し0.90%
----------	-----------------------

なお、当ファンドの信託報酬（年率1.176%）に、投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.90%）を加えた、受益者が実質的に負担する信託（運用）報酬率の概算値は以下の通りです（申込手数料、解約留保額等は含んでおりません）。ただし、この値はあくまでも実質的な信託（運用）報酬の目安であり、投資先ファンドの組入状況によっては、実質的にご負担いただく信託（運用）報酬は変動いたします。

全体としての実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値
年2.076% 程度

## (4) その他の手数料等

当初のファンド設定費用（弁護士費用等） 合計1,904,767円  
（この費用については当初5年間で償却いたします。 年額約38万円  
す。）

その他（ ）受託会社報酬額、管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等（ ）監査報酬、弁護士報酬等（ ）有価証券売買時の取引費用等（その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。）

投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。

その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

## 「新生 ショートターム・マザーファンド」

信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

## (5) 【課税上の取扱い】



当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

#### <普通分配金と特別分配金>

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際

- （１）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- （２）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- （３）受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時に、その個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <個別元本>

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- （１）受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- （２）受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

参考 個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

#### <個人投資家の場合>

##### （１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。なお、当ファンドについては、配当控除の適用はありません。

##### （２）一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

#### < 法人投資家の場合 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）、平成26年1月1日以降は15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

以下は平成23年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	4,283,414,864	97.16
親投資信託受益証券	日本	71,560,252	1.62
コール・ローン等・その他の 資産(負債控除後)		53,839,322	1.22
合計(純資産総額)		4,408,814,438	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額(円)	評価 単価 (円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
ケイ マン	投資 信託 受益 証券	Fullerton VPIC Fund Class A	1,054,950,080	4,124	4,351,215,451	4,060	4,283,414,864	97.16
日本	親 投資 信託 受益 証券	新生 ショート ターム・マザー ファンド	70,467,999	1.0154	71,553,206	1.0155	71,560,252	1.62

## (種類別および業種別投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		97.16
親投資信託受益証券		1.62
合計		98.78

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成23年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第1期計算期間末 (平成20年8月26日)	10,651	10,651	0.6144	0.6144
第2期計算期間末 (平成21年8月26日)	8,169	8,169	0.5147	0.5147
第3期計算期間末 (平成22年8月26日)	6,428	6,428	0.4874	0.4874
第4期計算期間末 (平成23年8月26日)	4,578	4,578	0.4179	0.4179
平成22年9月末日	6,695		0.5195	
平成22年10月末日	6,539		0.5164	
平成22年11月末日	6,600		0.5232	
平成22年12月末日	6,489		0.5212	
平成23年1月末日	6,353		0.5123	
平成23年2月末日	5,908		0.4831	
平成23年3月末日	6,281		0.5213	
平成23年4月末日	6,318		0.5299	
平成23年5月末日	5,834		0.4980	
平成23年6月末日	5,719		0.4955	
平成23年7月末日	5,276		0.4740	
平成23年8月末日	4,605		0.4211	
平成23年9月末日	4,408		0.4113	

\* 純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

## 【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間 (平成19年9月28日～ 平成20年8月26日)	0.0000
第2期計算期間 (平成20年8月27日～ 平成21年8月26日)	0.0000
第3期計算期間 (平成21年8月27日～ 平成22年8月26日)	0.0000
第4期計算期間 (平成22年8月27日～ 平成23年8月26日)	0.0000

## 【収益率の推移】

期間	収益率（％）
----	--------

第1期計算期間 (平成19年9月28日～ 平成20年8月26日)	738.6
第2期計算期間 (平成20年8月27日～ 平成21年8月26日)	716.2
第3期計算期間 (平成21年8月27日～ 平成22年8月26日)	75.3
第4期計算期間 (平成22年8月27日～ 平成23年8月26日)	714.3

\* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

< 参考 >

(2011年9月末現在)

**基準価額・純資産の推移**

※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。  
 ※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に各収益分配金(税引前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。  
 ※上記グラフの2008年10月8日から2009年1月6日までの期間は暫定の基準価額、純資産に基づいておりますのでご注意ください。

**分配の推移**

決算期	分配金
11年8月	0円
10年8月	0円
09年8月	0円
08年8月	0円
—	—
設定来累計	0円

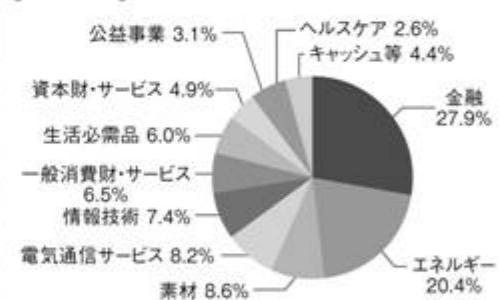
※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

**主要な資産の状況**

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

**【組入上位銘柄】**

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	China Mobile Ltd	中国	電気通信サービス	4.2%
2	CNOOC Ltd	中国	エネルギー	3.2%
3	MCB Bank Ltd	パキスタン	金融	3.2%
4	Reliance Industries Ltd	インド	エネルギー	3.1%
5	Industrial and Commercial Bank of China Ltd	中国	金融	3.0%
6	Oil & Gas Development Corp	パキスタン	エネルギー	2.9%
7	Hub Power Company Ltd	パキスタン	公益事業	2.9%
8	Tencent Holdings Ltd	中国	情報技術	2.7%
9	Infosys Technologies Ltd	インド	情報技術	2.5%
10	China Construction Bank	中国	金融	2.4%

**【業種配分】**

※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はMSCI/S&P GICS\*の業種区分に基づいています。

\*MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)のことです。

**年間収益率の推移**

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞



※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記グラフにおける2008年及び2009年の年間収益率は、2008年末の暫定の基準価額に基づいておりますのでご注意ください。

※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2007年は設定日(9月28日)から年末までの収益率、2011年は1月から9月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

**<参考>**

以下は平成23年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

**(1)投資状況**

「新生 ショートターム・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	389,949,080	98.23
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		7,014,449	1.77
合計(純資産総額)		396,963,529	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第218回 国庫短期 証券	250,000,000	99.97	249,941,250	99.98	249,963,000	-	2011年11月28日	62.97
2	日本	国債証券	第211回 国庫短期 証券	100,000,000	99.97	99,975,400	99.99	99,992,800	-	2011年10月31日	25.19
3	日本	国債証券	第219回 国庫短期 証券	40,000,000	99.97	39,990,760	99.98	39,993,280	-	2011年12月5日	10.07

## (種類別および業種別投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		98.23
合計		98.23

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1期計算期間 (平成19年9月28日～ 平成20年8月26日)	21,065,236,870	3,729,434,007
第2期計算期間 (平成20年8月27日～ 平成21年8月26日)	755,001,149	2,218,903,274

第3期計算期間 (平成21年8月27日～ 平成22年8月26日)	830,041,313	3,512,589,069
第4期計算期間 (平成22年8月27日～ 平成23年8月26日)	662,932,190	2,895,569,944

(注) 第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。



## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

#### 取得申込手続

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ホーチミン証券取引所の休業日
- カラチ証券取引所の休業日
- ムンバイ証券取引所の休業日
- 香港証券取引所の休業日

#### 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または下記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

#### コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 「一般コース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

### 「自動けいぞく投資コース」

お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

### 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

### 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

### 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしがたい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

## 2 【換金(解約)手続等】

### 解約申込手続き

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも解約が可能です。
- 2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

解約の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該

振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の申込みを受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

#### 解約申込不可日

販売会社の営業日であっても、解約申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、解約申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

ホーチミン証券取引所の休業日

カラチ証券取引所の休業日

ムンバイ証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

#### 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。

#### 解約単位

販売会社が定める単位をもって解約できます。

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰入れられます。

#### 支払開始日

お手取額は、原則として解約請求受付日から起算して、8営業日目からお申込みの販売会社でお支払います。

#### 解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取扱います。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### 基準価額の算定

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- 2) 基準価額は1万口当たりの価額で表示されます。

##### ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

- 1) ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。
- 2) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
- 3) 外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）は、原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
- 4) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

##### 基準価額の算出頻度と公表

- 1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- 2) 基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則、無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託の受益権の口数が10億口を下回る事となった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、上記1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 上記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 上記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 上記3)から上記5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および

書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- 7) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 9) 上記8)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述 信託約款の変更規定4)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- 10) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。この場合、委託者は、後述 信託約款の変更規定にしたがい新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 上記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 上記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1)の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1)から上記5)までの規定にしたがいます。

#### 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行う場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。

#### 償還金について

- 1) 償還金は、原則として、信託終了日後（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払います。
- 2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

#### 運用報告書の作成

委託会社は、毎年8月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

#### 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### 収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。  
収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払を開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。  
受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、そ

の権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

2) 受益者は、ファンドの償還金を持分に依りて請求する権利を有します。

償還金は、原則として、信託終了日から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

#### 一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、異議申立てにおいて当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成21年8月27日から平成22年8月26日まで）及び第4期計算期間（平成22年8月27日から平成23年8月26日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

## 1【財務諸表】

新生・フラトンVPICファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成22年8月26日現在)	第4期 (平成23年8月26日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	114,865,546	104,318,751
投資信託受益証券	6,259,148,053	4,458,769,984
親投資信託受益証券	106,465,343	71,553,206
未収入金	40,000,000	-
未収利息	157	142
流動資産合計	6,520,479,099	4,634,642,083
資産合計	6,520,479,099	4,634,642,083
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	47,474,388	22,115,968
未払受託者報酬	1,958,715	1,504,282
未払委託者報酬	41,916,279	32,191,490
その他未払費用	520,556	520,556
流動負債合計	91,869,938	56,332,296
負債合計	91,869,938	56,332,296
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	13,189,352,982	10,956,715,228
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,760,743,821	6,378,405,441
純資産合計	6,428,609,161	4,578,309,787
負債純資産合計	6,520,479,099	4,634,642,083

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 3 期 (自平成21年 8 月27日 至平成22年 8 月26日)	第 4 期 (自平成22年 8 月27日 至平成23年 8 月26日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	56,004	49,903
有価証券売買等損益	213,358,897	660,290,206
営業収益合計	213,302,893	660,240,303
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	4,101,876	3,240,886
委託者報酬	87,779,899	69,354,805
その他費用	1,049,740	1,049,740
営業費用合計	92,931,515	73,645,431
営業利益又は営業損失（ ）	306,234,408	733,885,734
経常利益又は経常損失（ ）	306,234,408	733,885,734
当期純利益又は当期純損失（ ）	306,234,408	733,885,734
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	75,406,775	44,719,157
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,702,006,276	6,760,743,821
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,701,487,734	1,481,296,575
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,701,487,734	1,481,296,575
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	378,584,096	320,353,304
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	378,584,096	320,353,304
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,760,743,821	6,378,405,441

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第 3 期 （自平成21年 8 月27日 至平成22年 8 月26日）	第 4 期 （自平成22年 8 月27日 至平成23年 8 月26日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	(1)投資信託受益証券 同左  (2)親投資信託受益証券 同左
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの第3期計算期間は平成21年8月27日から平成22年8月26日までとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの第4期計算期間は平成22年8月27日から平成23年8月26日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第 3 期 （平成22年 8 月26日現在）	第 4 期 （平成23年 8 月26日現在）
1．当該計算期間の末日における受益権総数	13,189,352,982口	10,956,715,228口
2．投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	6,760,743,821円	6,378,405,441円
3．1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.4874円 （4,874円）	0.4179円 （4,179円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 3 期 （自平成21年 8 月27日 至平成22年 8 月26日）	第 4 期 （自平成22年 8 月27日 至平成23年 8 月26日）
1．分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金（62円）、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は62円ですが、当期に分配した金額はありません。	1．分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金（105円）、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は105円ですが、当期に分配した金額はありません。

<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う欠損金増加額はそれぞれ欠損金増加額及び欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>同左</p>
--	--

（金融商品に関する注記）

第3期計算期間より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

<p>第3期 （自平成21年8月27日 至平成22年8月26日）</p>	<p>第4期 （自平成22年8月27日 至平成23年8月26日）</p>
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p>
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

<p>第3期 （平成22年8月26日現在）</p>	<p>第4期 （平成23年8月26日現在）</p>
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>同左</p>

2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

## （関連当事者との取引に関する注記）

第3期 （自平成21年8月27日 至平成22年8月26日）	第4期 （自平成22年8月27日 至平成23年8月26日）
該当事項はありません。	同左

## （重要な後発事象に関する注記）

第3期 （自平成21年8月27日 至平成22年8月26日）	第4期 （自平成22年8月27日 至平成23年8月26日）
該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

## 1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第3期 （平成22年8月26日現在）	第4期 （平成23年8月26日現在）
期首元本額	15,871,900,738円	13,189,352,982円
期中追加設定元本額	830,041,313円	662,932,190円
期中一部解約元本額	3,512,589,069円	2,895,569,944円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第3期 （平成22年8月26日現在）	第4期 （平成23年8月26日現在）
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	280,536,744	703,303,610
親投資信託受益証券	136,454	77,514
合計	280,400,290	703,226,096

## 3 デリバティブ取引関係

第3期 (自平成21年8月27日 至平成22年8月26日)	第4期 (自平成22年8月27日 至平成23年8月26日)
当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	1,081,026.31	4,458,769,984	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザー ファンド	70,467,999	71,553,206	
合計			4,530,323,190	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## < 参考 >

本報告書の開示対象ファンド（新生・フラトンVPICファンド）（以下「当ファンド」といいます。）は、ケイマン籍の円建外国投資信託である「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された受益証券は、同外国投資信託の受益証券です。同外国投資信託の計算期間末日（平成22年12月31日）時点で、現地の法律に基づいた財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、委託会社が原文を翻訳しております。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」といいます。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

## Fullerton VPIC Fundの受益者各位に対する独立監査人の報告書

（ケイマン諸島の信託約款に基づき作成）

### 財務諸表に関する報告書

我々は、フラトン・ファンズC1のサブ・ファンドであるFullerton VPIC Fund（本サブ・ファンド）の2010年12月31日現在の貸借対照表および同日をもって終了する事業年度までの期間の損益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される添付の財務諸表について監査を行った。

### 財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）に従った本財務諸表の作成および適正な表示について責任を負う。この責任には、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成および適正な表示に関する内部統制の計画、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびにその状況において合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

### 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務諸表に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準（International Standards on Auditing）に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうか合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務諸表中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれる。選択された手続きは、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、監査人は、事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく状況に適した監査手続きを計画するために、事業体の財務諸表



の作成および適正開示に関する内部統制を検討する。

また監査は、財務諸表の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。

## 意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、本サブ・ファンドの2010年12月31日現在の財務状態、ならびに同日をもって終了する事業年度までの期間の本サブ・ファンドの業績およびキャッシュフローについて、国際財務報告基準に従い、真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース  
ケイマン諸島

2011.6.15

FULLERTON VPIC FUND

### 損益計算書

（2010年12月31日に終了した会計期間）

	注記	2010年度 日本円	2009年度 日本円
<b>利益</b>			
受取利息	5	-	17
受取配当金		194,548,675	167,641,786
対外純為替差損		(46,282,613)	(52,494,162)
損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債における公正価値の純変動額		(350,178,066)	3,751,751,075
<b>純利益合計</b>		<b>(201,912,004)</b>	<b>3,866,898,716</b>
<b>費用</b>			
監査報酬		1,597,292	1,579,126
保管報酬	10	5,621,463	5,012,106
運用報酬	10	63,977,737	62,091,384
取引費用		43,424,924	71,760,186
受託会社報酬	10	1,421,731	1,379,817
評価額	10	2,096,598	2,346,365
その他の営業費用		6,178,334	2,419,423
<b>営業費用合計</b>		<b>124,318,079</b>	<b>146,588,407</b>
<b>営業損失</b>		<b>(326,230,083)</b>	<b>3,720,310,309</b>
源泉徴収税		(82,221,012)	(26,965,735)

税引後当期純損失	(408,451,095)	3,693,344,574
----------	---------------	---------------

HSBC Trustee (Cayman) Limited	Fullerton Fund Management Pte Ltd
署名権者	署名権者

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

#### FULLERTON VPIC FUND

#### 貸借対照表

(2010年12月31日現在)

注記	2010年	2009年
	12月31日	12月31日
	日本円	日本円
<b>資産</b>		
<b>流動資産</b>		
損益を通じて公正価値評8	6,185,926,843	7,829,258,315
価される金融資産		
ブローカーからの未収金	17,411,411	-
証拠金	6,136,948	15,116,694
信用取引口座 6	2,433,150	2,837,084
現金と現金同等物 7	128,598,596	210,513,610
<b>資産合計</b>	<b>6,340,506,948</b>	<b>8,057,725,703</b>
<b>純資産</b>		
受益者に帰属する純資産	6,300,869,687	8,034,320,782
<b>純資産合計</b>	<b>6,300,869,687</b>	<b>8,034,320,782</b>
<b>負債</b>		
<b>流動負債</b>		
ブローカーへの未払金	21,581,240	1,475,123
未払費用およびその他の9	18,056,021	21,929,798
未払金		
<b>負債合計</b>	<b>39,637,261</b>	<b>23,404,921</b>
<b>正味資産</b>	<b>6,340,506,948</b>	<b>8,057,725,703</b>

HSBC Trustee (Cayman) Limited	Fullerton Fund Management Pte Ltd
署名権者	署名権者

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

#### FULLERTON VPIC FUND

#### 株式資産変動表

(2010年12月31日に終了した会計期間)

2010	2009
------	------

	注記	株式数	日本円	株式数	日本円
<b>期首現在の受益者に帰属する純資産額(最終取引価格)</b>		1,485,648	8,034,320,782	1,627,434	5,190,976,208
受益証券発行手取金		5,811	30,000,000	554,853	1,740,000,000
受益証券償還		(263,384)	(1,355,000,000)	(696,639)	(2,590,000,000)
受益証券取引による純減少額		(257,573)	(1,325,000,000)	(141,786)	(850,000,000)
税引後当期純損益		-	(408,451,095)	-	3,693,344,574
<b>期末現在の受益者に帰属する純資産額</b>	11	1,228,075	6,300,869,687	1,485,648	8,034,320,782

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

#### FULLERTON VPIC FUND

#### キャッシュフロー計算書

(2010年12月31日に終了した会計期間)

	注記	2010年度 日本円	2009年度 日本円
<b>営業活動によるキャッシュフロー</b>			
税引後当期純損益		(408,451,095)	3,693,344,574
調整			
税金		82,221,012	26,965,735
受取配当金		(194,548,675)	(167,641,786)
受取利息		-	(17)
現金および現金同等物の為替の影響		46,282,613	52,494,162
運転資本変動前営業活動によるキャッシュフロー		(474,496,145)	3,605,162,668
<b>営業資産および負債の変動</b>			
損益を通じて公正価値評価される金融資産の増減額		1,643,331,472	(3,489,585,637)
その他の資産の増加額		(17,007,477)	207,208,570
その他の負債の増加額		16,232,340	(46,659,292)
<b>営業活動によるキャッシュフロー</b>		1,168,060,190	276,126,309
配当金の受取額		190,541,628	160,015,244
利息の受取額		-	17
税金(支払済)		(69,234,219)	(15,482,447)
<b>営業活動による純キャッシュフロー</b>		1,289,367,599	420,659,123
<b>財務活動によるキャッシュフロー</b>			
持分発行による資金調達		30,000,000	1,740,000,000

持分償還による資金調達	(1,355,000,000)	(2,590,000,000)
財務活動による純キャッシュフロー	(1,325,000,000)	(850,000,000)
現金および現金同等物の純増加額	(35,632,401)	(429,340,877)
現金および現金同等物の期首残高	210,513,610	692,348,649
現金および現金同等物の為替の影響	(46,282,613)	(52,494,162)
現金および現金同等物の期末残高	7 128,598,596	210,513,610

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

Fullerton VPIC Fund

## 財務諸表に対する注記

2010年12月31日に終了した会計期間

これらの注記は、添付の財務諸表と不可分のものであり、添付の財務諸表と共に読む必要があります。

### 1. 一般的情報

Fullerton VPIC Fund（「本ファンド」）は、Fullerton Fund Management Company Ltd.（「運用会社」）とHSBC Trustee (Cayman) Limited（「管理会社」）の間で2007年3月27日付で締結された信託約款によりアンブレラ・ファンドとして構成されるユニット・トラストです。信託約款は、ケイマン諸島の法律が適用されます。

本ファンドは、適用免除信託として登録され、2007年3月29日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2003年改訂）の規定に基づいてミューチュアル・ファンドとして登録されました。本ファンドの登録事務所は、P.O. Box 484, Strathvale House, North Church Street, George Town, Grand Cayman KY 1-1106, Cayman Islandsです。

2010年12月31日現在、本ファンドは、6本の個別のサブ・ファンド、すなわちFullerton Vietnam Fund, Fullerton VPIC Fund, Fullerton Customised A-P Note Equity Fund, Fullerton China “A” Share Fund, Fullerton Asia Infrastructure FundおよびFullerton RMB Fixed income Fundから構成されます。本報告書では、Fullerton VPIC Fundの財務諸表のみを開示しています。

Fullerton Asian Equities Fund, Fullerton Asian Market-timing Equities Fund, Fullerton MENA-Asia Feeder 1, Fullerton MENAsia Fund およびFullerton MENA Asia Fundは当期中に償還されました。

本サブ・ファンドの投資目標は、他の証券取引所に上場しているベトナム、パキスタン、インドおよび中国で設立された、それらの国で営業活動を行っている、それらの国へのエクスポージャーを有する、あるいはそれらの国から収益の一部を得ている会社または機関が発行する株式のポートフォリオへの投資を通じて高い超過リターンを達成することです。

本サブ・ファンドの投資活動はFullerton Fund Management Companyが管理し、HSBC Trustee (Cayman) Limitedがアドミニストレーションおよびカस्टディアンサービスを行っています。シンガポールにおいて指名されたアドミニストレーターの代理人は、HSBC Institutional Trust Service (Singapore) Limitedです。

財務諸表は、2011年6月15日に管理会社により発行が承認されました。

### 2. 重要な会計方針

本財務諸表の作成に適用される主要な会計方針は以下の通りです。これらの方針は、首尾一貫して適用されています。

## 2.1 作成の基準

本サブ・ファンドの財務諸表は、国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されています。財務諸表は、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む）の再評価により修正された取得原価主義に基づいて作成されています。

IFRSに従って財務諸表を作成する場合には、一定の重要な会計上の見積りを使用することが義務付けられます。また、本サブ・ファンドの会計方針を適用する過程で経営陣にその判断を行うことを要求しています。高度の判断または複雑さを伴う分野、あるいは前提と見積りが財務諸表にとって重要である分野は、注記3に開示されています。

公表済みであるが2010年1月1日に開始される会計年度には未だ実施義務がなく、早期適用もされていない会計基準、基準の改定および解釈

これらの新会計基準および解釈が与える影響につき、当サブ・ファンドでは以下の通り評価しました。

- ・ IFRS9号「金融商品」、2009年11月公表。本基準はIAS39号「金融商品：計上と測定」に代わるプロセスの第一歩です。IFRS9号では金融資産の分類と測定に関して新しい要件が導入されており、金融資産に係わる当サブ・ファンドの会計処理が影響を受ける可能性があります。本基準は、2013年1月1日以降に適用されますが、早期適用が可能です。

当サブ・ファンドではIFRS9号がもたらす影響のすべてを評価し終えておりません。しかしながら、当初評価しましたところ、当サブ・ファンドが保有する投資は損益勘定経由で公正価値に引き続き分類されると思われるので、本基準の適用は当サブ・ファンドの財政状態および業績に重大な影響を与えるものではないと思われます。

- ・ IFRS7号の改定：「開示 - 金融商品の移転」。本改定は財務諸表の利用者が金融資産の移転に関連するリスクのエクスポージャーや当該リスクが事業体の財政状態へ与える影響を評価する一助となり、さらに移転取引、特に金融資産の証券化を含む移転取引報告の透明性を促進するでしょう。当該移転取引の発生日にかかわらず、事業体は、計上されていない移転された全金融資産および、報告日に存在する移転済資産に対する関与状況について必要な開示を行わなければなりません。事業体は本改定を2011年7月1日以降に開始される年度から適用することが求められています。2012年に本改定が適用された場合の開示内容による当サブ・ファンドの財務報告書への影響は、適用開始年度の報告日の当サブ・ファンドの実態および状況によって異なります。
- ・ IAS24号（修正版）「関連当事者の開示」。2009年11月公表。本基準は2004年に公表されたIAS24号「関連当事者の開示」に代わるものです。IAS24号（修正版）は2011年1月1日以降に開始される年度に強制適用されますが、一部あるいは全部の早期適用が認められています。

改定された基準では関連当事者の定義がより明確かつ単純化されており、さらに政府関連機関に対する政府およびその他政府関連機関との全取引を詳細開示すべきとの要件が削除されています。当サブ・ファンドでは本改定基準を2011年1月1日から適用予定です。本改訂基準の適用により開示内容が追加される可能性があります。当サブ・ファンドの財政状態および包括利益への影響はありません。

## 2.2 外貨換算

### （i）機能・表示通貨

本サブ・ファンドの財務諸表の項目は、本サブ・ファンドが運用を行っている主な経済環境の通貨である

日本円を用いて評価されています。これは、報酬および費用の決済、募集および償還、受益者への報告が日本円で実施されているという事実を反映しています。

#### (ii) 取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを用いて日本円に換算されます。当該取引の決済の結果、ならびに外貨建ての金融資産および負債を会計期間末の為替レートで換算した結果生じる為替差損益は、損益計算書において認識されます。損益を通じて公正価値評価される株式等の非金融資産および負債に係る換算差額は、損益計算書上で公正価値の純損益として認識されます。

### 2.3 損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債

#### (a) 分類

本サブ・ファンドは、持分証券および債券、デリバティブへの投資を損益を通じて公正価値評価される金融資産または負債として分類します。このような金融資産および金融負債は、トレーディング目的で保有されるものとして分類されるか、設定時に損益を通じて公正価値評価するものとして運用会社によって指定されます。

設定時に損益を通じて公正価値で指定される金融資産および金融負債は、本サブ・ファンドの投資戦略文書に従って運用され、その運用実績は公正価値に基づいて評価されます。本サブ・ファンドの方針は、運用会社がこのような金融資産に関する情報を他の関連財務情報と併せて公正価値に基づいて評価することです。これらの金融資産は、貸借対照表日から12ヶ月以内に実現される予定です。

#### (b) 認識 / 認識の中止

本サブ・ファンドにおける投資商品の売買は、取引日（本サブ・ファンドが投資商品の売買を約定する日）に公正価値で認識されます。投資商品からのキャッシュフローを受け取る権利が失効した場合や本サブ・ファンドが所有に伴うすべてのリスクおよび便益を実質的に移転している場合は認識を中止します。

#### (c) 測定

損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債は、当初より公正価値で認識されます。取引費用は損益計算書に計上されます。当初の認識後、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債はすべて公正価値で測定されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債区分の公正価値の変動から生じる損益は、その損益が発生した会計期間の損益計算書に計上されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産からの受取利息は、実効利率法を用いて損益計算書上で受取利息として認識されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産からの受取配当金は、支払金を受け取る本サブ・ファンドの権利が確立された場合は、損益計算書上で受取配当金として認識されます。

#### (d) 公正価値の見積り

活発な市場で売買される金融商品の公正価値は、貸借対照表日の市場価格に基づいています。金融資産の評価に使用される市場価格は現在の買値であり、金融負債の評価に使用される市場価格は現在の売値です。固定利付投資における未収利息は、公正価値の範囲内に含まれます。

活発な市場で売買されない金融商品（店頭デリバティブなど）の公正価値は、評価技法を駆使して割り出されます。本サブ・ファンドは、様々な方法を使用して各貸借対照表日現在の市況に基づいて推定します。使用される評価技法には、オプション・プライシング・モデルの使用や市場参加者が一般的に使用するその他の評価技法が含まれます。

## 2.4 デリバティブ金融商品

本サブ・ファンドのデリバティブ商品は、デリバティブ契約が締結される日の公正価値で認識され、その後も公正価値で再測定されます。公正価値は、活発な市場の市場価格またはディーラーが店頭（「OTC」）デリバティブ商品に付ける価格から得られます。すべてのデリバティブ商品は、公正価値がプラスの場合は資産として、公正価値がマイナスの場合は負債として計上されます。

当初認識時のデリバティブ商品の公正価値を最も明確に示すのは取引価格（与えられたまたは修正された対価の公正価値）です。

デリバティブ商品の公正価値のその後の変動は、直ちに損益計算書上で認識されます。

## 2.5 金融商品の相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースで決済する意図または当該資産の実現および当該負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産および負債は相殺され、その純額が貸借対照表に計上されます。

## 2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初満期が3ヶ月以下の銀行預金およびブローカーがトレーディング勘定に保有する現金から構成されます。

## 2.7 ブローカーからの未収金 / ブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金 / ブローカーへの未払金は、約定済みではあるものの貸借対照表日現在で決済または引き渡しが行われていない売却済投資商品の未収金および購入済投資商品の未払金を表します。これらの金額は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で評価されます。

## 2.8 未払金

未払金は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で計上されます。

## 2.9 設定費用

設定費用は、発生時に経費に計上されます。

## 2.10 受取利息および受取配当金

受取利息は、実効利率法を用いて時間比例ベースで認識されます。

配当金は、支払いを受ける権利が確立された時に認識されます。

## 2.11 課税

本ファンドは、ケイマン籍です。ケイマン諸島の現行の法律上では、所得税、相続税、法人税、キャピタル・ゲ

イン税、その他本ファンドが支払うべき税金は存在しません。

当サブファンドは実質的には全てケイマン諸島以外の国を居住地とする主体により発行された有価証券に対して投資を行っており、運用収益並びにキャピタルゲインに対して課される源泉徴収税が発生する可能性があります。これらの諸外国の内いくつかの国においては、当サブファンドのような非居住者に対してキャピタルゲイン課税を行うことを定めている税法が存在しております。このキャピタルゲインに対する税金は自己査定に基づいて決定することが義務付けられているため、当該税金に関しては当サブファンドが利用しているブローカーによって「源泉徴収後」基準による控除が行われない可能性があります。当該運用収益及びキャピタルゲインは、包括損益計算書上、源泉徴収前の金額により計上されております。

IAS第12号（法人所得税）によれば、該当する税務当局が全ての事実と状況に対する完全な理解を持っていることを前提として、外国の法律が当該外国において稼得された当サブファンドのキャピタルゲインに対して算定される税債務を課することを要求する可能性がある場合には、当サブファンドは税債務を認識することを義務付けられております。その場合、当該税債務は会計年度末までに制定されている又は実質的に制定されている税法と税率を使用して、該当する税務当局に対して支払うこととなると想定される金額により計測されます。国外投資を行う当サブファンドに対する制定されている法律の適用方法に関して不確実性が発生することが時折見られます。従いまして、全ての不確実な税債務の計測にあたっては、該当する税務当局の公式又は非公式の実務慣行を含む税金支払の可能性に影響すると思われる、当該時点において入手可能な全ての該当する事実及び状況が考慮されております。

2010年12月31日現在並びに2009年12月31日現在において、当サブファンドはインド株式における潜在的税債務（注記3）以外の外国におけるキャピタルゲイン課税に関する不確実性のある税債務を0円と計測しております。この計測値は経営陣による最善の推計値を表示しておりますが、推計金額は最終的に支払を要する金額と異なることとなる可能性があります（注3）。

## 2.12 償還可能ユニット

本サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして設定されるクラスAおよびクラスBの各ユニットを投資家に対して発行します。クラスAユニットは円建て、クラスBユニットは米ドル建てです。貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドはクラスAユニットのみを発行しています。全ユニットは受益者の選択により償還可能であり、金融負債として分類されます。これらのユニットの分配金は、損益計算書において財務費用として認識されます。

ユニットは、その受益者の選択によって、発行または償還時の本サブ・ファンドのユニット1口当たり純資産価額を基礎とする価格で発行および償還されます。本サブ・ファンドのユニット1口当たり純資産価額は、受益者に帰属する純資産を発行済みユニットの総口数で除して計算されます。本サブ・ファンドの私募覚書（「PPM」）の規定に従って、投資ポジションは、募集および償還におけるユニット1口当たり純資産価額を決定するための最終取引市場価格に基づき評価されます。償還の制限に関する詳細については、注記4.4を参照してください。

## 3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務諸表の作成に際して、経営陣は、翌年度の資産・負債計上額に影響を及ぼす見積りおよび判断を行う場合があります。見積りまたは判断が行われる場合、当該見積りおよび判断は継続的に評価され、過去の経験およびその他の要因（その状況において合理的と思われる将来の出来事の予想を含む）に基づいて行われます。



下記の開示を除いて今会計年度における経営陣による重大な見積もりおよび判断はありません。

#### インド株におけるキャピタルゲイン課税

現行のインド税法において、短期売買により発生するキャピタルゲイン課税はおおよそ15%です。短期の株取引により発生したキャピタルゲイン課税は、当初購入してから12か月以内に株式を売却したことにより発生した税金のことをいいます。

会計期末時点の経営評価に基づけば、インド株式に関する未実現キャピタル・ゲインにおける繰越税負債は認識されていません。これは、経営陣の最良評価である一方、マーケットにおける先天的不確実性のため、実際の租税効果は大幅に繰り越される可能性があり、評価額は最終的未払総額からかなり繰り越されることがあります。

## 4. 金融リスク管理

### 4.1 金融商品の使用戦略

本サブ・ファンドの主要な投資目標は、ベトナム、パキスタン、インドおよび中国で設立された、それらの国で営業活動を行っている、それらの国へのエクスポージャーを有する、あるいはそれらの国から収益の一部を得ている会社または機関の株式のポートフォリオへの投資を通じて高い超過リターンを達成することです。

本サブ・ファンドの活動は、本サブ・ファンドが投資する金融商品および市場と関係する市場リスク（金利、価格および通貨リスク）、信用リスク、流動性リスクなどを含めた様々なリスクにさらされる可能性があります。

本サブ・ファンドの金融リスクの管理に関する全般的な責任は運用会社にあり、これらのリスクを管理するために運用会社が採用したリスク管理方針は以下の通りです。

### 4.2 市場リスク

貸借対照表日現在において、本サブ・ファンドの市場リスクは、主に、投資商品の実際の市場価格の変動（「価格リスク」）、金利、外貨変動の3つの要素により構成されます。

#### (a) 価格リスク

本サブ・ファンドは、上場持分証券、債券および指数先物契約等のその他の金融商品への投資による価格リスクにさらされます。上場持分証券、債券および指数先物契約に投資する本サブ・ファンドは、これらの金融商品の将来価格の不確実性に起因する価格リスクの影響を受けやすく、これらの金融商品の価格変動が本サブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

下表は、貸借対照表日現在の本サブ・ファンドの全体的な市場のエクスポージャーを表したものです。

	2010年12月31日現在		2009年12月31日現在	
	公正価値 日本円	受益者に帰属 する純資産の 割合(%)	公正価値 日本円	受益者に帰属 する純資産の 割合(%)
損益を通じて公正価値で指定 される証券	6,185,926,843	98.18	7,829,258,315	97.45

下表は、本サブ・ファンドの国ごとの上場持分証券および債券への投資を表したものです。

国	2010年12月現在		2009年12月現在	
	本サブファンドの 投資割合	時価評価 日本円	本サブファンドの 投資割合	時価評価 日本円
中国 (香港を含む)	34%	2,099,464,817	34%	2,640,075,729
インド	34%	2,082,896,147	35%	2,744,442,975
パキスタン	18%	1,151,655,282	15%	1,209,427,667
ベトナム	14%	851,910,597	16%	1,235,311,944
	100%	6,185,926,843	100%	7,829,258,315

貸借対照表現在において、本サブファンドの持分証券への投資の26%は金融(2009年は28%)であり、15%(2009年は13%)は石油・ガスとなっています。

価格リスクをモニターするために使用される主要ツールの1つがバリュー・アット・リスク(VaR)です。VaRは、過去の価格ボラティリティの統計分析に基づいてポートフォリオの損失の確率を予測します。運用会社は、投資金額、現金、証拠金、未決済取引ポジションを考慮して、純資産価額(「NAV」)に対する割合として日次ベースでVaRを把握しています。VaRは、パラメトリック・アプローチを利用して計測されます。

運用会社は、VaRがリスクに対する有用な指標となる一方で限界があることを認識しています。将来の出来事を予想する指標として過去のデータを利用した場合、起こりうるあらゆる出来事、特に極端な将来の出来事が含まれない可能性があります。

下表は、保有期間260日(2009年は260日)、信頼水準84%(2009年は84%)の場合のNAVに対する割合としての2010年12月31日現在のVaRの分析結果を示しています。

	2010年12月31日現在	2009年12月31日現在
純資産価額(NAV)に対する割合としてのVAR (信頼区間84%(2009年84%))	21%	23%

保有期間260日は、投資の先天的価値を実現するために中長期間の投資を保有することが、本サブ・ファンドの重点であることをよく反映しています。

#### (b) 為替リスク

本サブ・ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建ての資産および負債を保有しています。従って、他通貨建ての資産および負債の価値が為替レートの変動により変動するために為替リスクにさらされます。本サブ・ファンドの方針として、通貨ヘッジ取引は行いません。

下表は、貸借対照表日現在の主要通貨に対する本サブ・ファンドのエクスポージャーを日本円建てで示したものです。

#### 為替変動集計

##### 2010年12月31日

	香港ドル (HKD)	ベトナムド ン(VND)	パキスタン ルピー(PKR)	インドルピー (INR)	USD (米ドル)	その他	合計
資産							
現金および現金 同等物	7,896,416	28,188,951	3,540,965		-88,246,351	725,913	128,598,596
証拠金	-	-	-		-2,433,150	-	2,433,150

損益を通 じて						
公正価値 評価 される金 融資産	2,099,464,817	851,910,597	1,151,655,282	2,082,896,147	-	-6,185,926,843
ブロー カーから の 未収金	- 17,411,411		-			- 17,411,411
未収配当 金	- 2,898,976	3,237,972				- 6,136,948
	<u>2,107,361,233</u>				<u>900,409,935</u>	<u>1,158,434,219</u>
					<u>2,082,896,147</u>	<u>90,679,501</u>
					<u>725,913</u>	<u>6,340,506,948</u>
<b>負債</b>						
ブロー カーへの 未払金	- 21,581,240		-			- 21,581,240
未払費用	-	-	-	- 1,558,506	16,497,515	18,056,021
	<u>- 21,581,240</u>				<u>- 1,558,506</u>	<u>16,497,515</u>
					<u>39,637,261</u>	
正味資産	<u>2,107,361,233</u>				<u>878,828,695</u>	<u>1,158,434,219</u>
					<u>147,891,200</u>	<u>995(15,771,602)</u>
					<u>6,300,869</u>	<u>687</u>

## 2009年12月31日

	香港ドル (HKD)	ベトナムドン (VND)	パキスタン ルピー (PKR)	その他	合計
<b>資産</b>					
現金および現金 同等物	3,928,995	23,090,634		- 183,493,981	210,513,610
証拠金		-		- 2,837,084	2,837,084
損益を通じて 公正価値評価 される金融資産	2,640,075,729	1,235,311,944	1,209,427,667	2,744,442,975	7,829,258,315
未収配当金		- 2,743,827	11,067,733	1,305,134	15,116,694
	<u>2,644,004,724</u>				<u>1,261,146,405</u>
					<u>1,220,495,400</u>
					<u>2,932,079,174</u>
					<u>8,057,725,703</u>
<b>負債</b>					
ブローカーへの 未払金		- 1,475,123			- 1,475,123
未払費用		-		- 21,929,798	21,929,798
	<u>- 1,475,123</u>				<u>- 21,929,798</u>
					<u>23,404,921</u>
正味資産	<u>2,644,004,724</u>				<u>1,259,671,282</u>
					<u>1,220,495,400</u>
					<u>2,910,149,376</u>
					<u>8,034,320,782</u>

本サブ・ファンドにおいて、金融資産及び負債で保有している最も重要な為替は、米ドルです。もし為替レートが、10.6%という予想される幅で変動するとしたら（2009年は17.5%変動）、受益者の純資産は、9,411,177上下円変動したでしょう（2009年は28,220,866円）。

## (c) キャッシュフローと評価額金利リスク

本サブ・ファンドは、主として無利息の上場持分証券に投資するため、市場金利の実勢水準の変動による大きなリスクにさらされることはありません。しかし、金利の変動が証券市場や為替市場に影響を及ぼすことにより、本サブ・ファンドに間接的な影響が及び可能性があります。

本サブ・ファンドの余剰現金および現金同等物は、定評のある信頼できる金融機関に保有されており、いずれも満期が1ヶ月未満の短期金融商品であることから、それらが受ける金利リスクの影響は最小のものと運用会社は判断しています。従って、金利感応度分析は開示されていません。

### 4.3 信用リスク

本サブ・ファンドは、信用リスク（カウンターパーティーが満期時に全額を支払うことができないリスク）に対するエクスポージャーを有しています。

信用リスクは、現金および現金同等物ならびに未決済および約定済みの取引から発生するブローカーへのクレジット・エクスポージャーから発生します。また、本サブ・ファンドは、カストディアンが保有する資産がカストディアンのデフォルト時に回収できないリスクにもさらされます。

本サブ・ファンドは、定評のある信頼できる金融機関と取引を行うことにより信用リスクに対するエクスポージャーを制限しています。上場証券のすべての取引は、定評のあるブローカーを利用して行い、引き渡し時に決済または支払いが行われます。売却証券の引き渡しはブローカーが支払いを受けた時点でのみ行われるため、デフォルトのリスクは最小であると考えられます。購入時の支払いは、証券をブローカーが受領した時点で行われます。いずれかの当事者が債務を履行できない場合、取引は成立しません。

下表は、貸借対照表日現在における主要なカウンターパーティーの保有金融資産の割合を示すものです。

2010年12月31日

	金融資産の割合 (%)	S&Pの信用格付け
Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited	99.59	AA-
A related party of the Trustee		
JP Morgan International Derivatives Ltd.	0.04	A+

2009年12月31日

	金融資産の割合 (%)	S&Pの信用格付け
Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited	100.00	AA-
A related party of the Trustee		

決算期間末における、信用リスクに対する最大エクスポージャーは金融資産の簿価です。

### 4.4 流動性リスク

流動性リスクは、本サブ・ファンドが、市場の状況によって、受益者への償還のコミットメントを果たすためにポジションを解消することができなくなるリスクです。運用会社は、日次ベースで本サブ・ファンドの流動性ポジションを監視します。

本サブ・ファンドはその資産の大部分を上場持分証券に投資し、またそれらは公認証券取引所に上場され取引されているために容易に現金化することが可能です。さらに、本サブ・ファンドは、ユニットの決済または償還、および一般資金需要に対応するために短期の借り入れを行う能力があります。ただし、当該借り入れが本サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えないことを条件とします。

本サブ・ファンドのすべての金融負債は、貸借対照表日現在におけるそれぞれの契約上の満期日までの残存期間に基づいた場合、満期日まで1ヶ月未満です。

ユニットは、その受益者の選択によって償還が可能です（注記2.12）。しかしながら、本サブ・ファンドが、本サブ・ファンドの私募覚書に従って、本サブ・ファンドに損失を与えることなく償還金の支払いを行うための十分な現金または現金同等物を保有していない場合は、管理会社は（本サブ・ファンドに代わっ

て)、管理会社の単独裁量により、当該支払いが可能な場合はできる限り早い時期に支払いを行わなければなりません。貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドの受益者は1人のみでした。

貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドに投資する受益者は1名のみ（2009年：受益者1名）であるため、ユニットの償還に関する当該受益者の決定が本サブ・ファンドに重大な影響を及ぼすことになります。

#### 4.5 公正価値の修正

活発な市場で売買される金融商品の公正価値は、貸借対照表日の市場価格（quoted market price）に基づいています。金融資産の評価に使用される市場価格は現在の買値（current bit price）です。

金融商品は、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシングサービス提供機関又は規制当局から市場相場を容易に且つ定期的に入手することが可能である場合に、活発な取引が行われている市場において相場が成立していると見なされ、こうした価格は現実且つ定期的に発生している市場取引において行われる独立した第三者間における商業ベースの取引価格を意味しております。

価値の減損に対する引当金控除後のその他の未収金及び未払金の計上金額は、それぞれの公正価値に近似しているものと想定されております。ディスクロージャーの目的上、金融負債の公正価値は、契約に基づく将来のキャッシュフローを、類似の金融商品に関して当サブファンドが入手可能な当該時点における市場金利により割引くことにより推計されております。

当サブファンドは計測を行うにあたって使用する入力数値の重要性を反映する公正価値のヒエラルヒーを使用して、公正価値の計測を分類しております。

- ・ 活発な取引が行われている市場における同一の資産又は負債に関する（調整前の）市場相場（レベル1）
- ・ 資産又は負債に関して直接的に（即ち価格として）又は間接的に（即ち価格から派生するものとして）観察可能な、レベル1の範疇に含まれるもの以外を入力数値（レベル2）
- ・ 観察可能な市場データを基礎としない資産又は負債の入力数値（即ち観察不能の入力数値）（レベル3）

当該ヒエラルヒー内において全体としての公正価値の計測が分類される公正価値のヒエラルヒー上のレベルは、全体としての公正価値の計測に対して重要性を持った最低レベルの入力数値を基準として決定されております。この目的上、入力数値の重要性は公正価値計測全体に対する重要性を背景として評価されます。観察不能の入力数値に基づいて重要な調整を要する観察可能な入力数値を使用してある公正価値評価が行われた場合には、当該計測はレベル3の計測ということになります。公正価値計測全体に対する特定の入力数値の重要性の評価にあたっては、当該資産又は負債に固有の要素を考慮しながら判定を行うことが義務付けられております。本会計年度末現在においてレベル3に分類される投資は無く、また本会計年度内におけるレベル間の移動はありませんでした。

下記の表は、会計期間末日現在の公正価値で計測された本サブ・ファンドの金融資産を公正価値のヒエラルヒーにおいて分析したものです。

2010年12月31日

資産	Level1 JPY	Level2 JPY	Level3 JPY
<u>損益を通じて公正価値評価される金融資産</u>			
損益を通じて公正価値で指定される			
- 上場持分証券	6,173,626,966	-	-
- 転換社債	-	12,299,877	-
総資産	6,173,626,966	12,299,877	-

2009年12月31日

資産	Level1 JPY	Level2 JPY	Level3 JPY
<u>損益を通じて公正価値評価される金融資産</u>			

損益を通じて公正価値で指定される

- 上場持分証券	7,829,258,315	-	-
----------	---------------	---	---

## 5 受取利息

	2010年 日本円	2009年 日本円
銀行預金および証拠金からの受取利息	-	17

## 6 証拠金

証拠金とは、ブローカーが保有している上場先物契約の預託証拠金を意味します。この預託金は本サブ・ファンドの日々の取引に使用することはできません。

## 7 現金および現金同等物

	2010年 日本円	2009年 日本円
受託会社が保管する銀行預金	128,598,596	210,513,610

## 8 損益を通じて公正価値評価される金融資産

損益を通じて公正価値評価される金融資産	2010年 日本円	2009年 日本円
損益を通じて公正価値で指定される		
- 転換社債	12,299,877	-
- 上場持分証券	6,173,626,966	7,829,258,315
総計	6,185,926,843	7,829,258,315

## 9 未払費用およびその他の未払金

	2010年 日本円	2009年 日本円
未払監査報酬	1,274,217	1,367,157
未払運用報酬	14,729,460	18,052,790
未払受託会社報酬	327,314	401,183
その他の未払金	1,725,030	2,108,668
	18,056,021	21,929,798

## 10 関連当事者

財務上および運営上の決定を行う際に、一方の当事者が他方当事者を支配することができる場合、または他方当事者に大きな影響を及ぼすことができる場合、それらの当事者は関連があるとみなされます。

### (a) 運用報酬

運用会社は、本サブ・ファンドから年0.9%の運用報酬を受領します。当該報酬は、各評価時点での本サブ・ファンドの純資産価額（「NAV」）に基づいて計算され、毎日発生し四半期毎に後払いで支払われます。評価時点とは、各暦月の最終営業日の終了時です。これは、本サブ・ファンドの私募覚書（「PPM」）に記載の通りです。

### (b) 受託会社報酬

HSBC Trustee (Cayman) Limitedは、本サブ・ファンドのアドミニストレーター、受託会社、名義書換代理人、現物のカストディアン（「受託会社」）として指名されました。受託会社は、一定の職務および機能をHSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited（「受託会社の代理人」）に委譲しています。受託会社報酬は、毎日発生し後払いで支払われ、本サブ・ファンドのNAVに基づいて計算され、運用会社と受

託会社間で合意した受託会社の標準料率で請求されます。

会計期間中に関連当事者により請求される報酬は、以下の通りです。

	2010年 日本円	2009年 日本円
保管報酬	5,621,463	5,012,106
運用報酬	63,977,737	62,091,384
受託会社報酬	1,421,731	1,379,817
評価報酬	2,096,598	2,346,365

## 11 受益者に帰属する純資産

本サブ・ファンドの私募覚書の規定に従って、証券取引所または店頭市場で売買される上場投資商品または相場が成立している投資商品の価格設定は、募集および償還ならびに各種報酬の計算に関してユニット1口当たり純資産価額を決定する目的上、最終取引価格を参照して行われます。注記2.3で詳述する本サブ・ファンドの会計方針に従って、IFRSの要件に基づいて、上場持分証券の市場価格はクローリング時の買値に基づいて再評価されます。

さらに、本サブ・ファンドの私募覚書の規定に従って、本ファンドの組成に伴う設定費用が6ヶ月の期間にわたって償却されます。しかしながら、IFRSに従って、設定費用はその発生期間に費用計上しなければなりません。

報告期間末において、発行されているサブファンドはClassA1つとなっております。当財務諸表における純資産とはIFRSの会計基準に基づいています。

従って、PPMに基づく購入単位及び解約単位の処理のために定められている純資産の調整額は下記の通りです。

	2010年 日本円	2009年 日本円
財務諸表における純資産	6,300,869,687	8,034,320,782
呼び値から最終市場価格の調整額	14,225,170	11,786,851
予備経費の調整金	665,434	1,046,129
取引単位のための純資産	6,315,760,291	8,047,153,762

[次へ](#)

## 新生 ショートターム・マザーファンドの状況

### ( 1 ) 貸借対照表

( 単位 : 円 )

	(平成23年 8月26日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,945,733
国債証券	639,917,270
未収利息	9
流動資産合計	646,863,012
資産合計	646,863,012
負債の部	
流動負債	
未払金	249,941,250
流動負債合計	249,941,250
負債合計	249,941,250
純資産の部	
元本等	
元本	390,912,727
剰余金	
剰余金	6,009,035
純資産合計	396,921,762
負債純資産合計	646,863,012

### ( 2 ) 注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	(自平成22年 8月27日 至平成23年 8月26日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

( 貸借対照表に関する注記 )

項目	(平成23年 8月26日現在)
1. 計算日における受益権総数	390,912,727口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0154円 (10,154円)

( 金融商品に関する注記 )

#### 1 金融商品の状況に関する事項

(自平成22年 8月27日 至平成23年 8月26日)
--------------------------------



## 1 金融商品に対する取組方針

本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

## 3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

(平成23年8月26日現在)

## 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 4 金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

(自平成22年8月27日  
至平成23年8月26日)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

(自平成22年8月27日  
至平成23年8月26日)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目

(平成23年8月26日現在)

同計算期間の期首元本額	425,409,081円
同計算期間中の追加設定元本額	-円
同計算期間中の一部解約元本額	34,496,354円
同計算期間末日の元本額	390,912,727円
上記元本額の内訳	
新生・UTIインドファンド	300,568,055円
新生・フラトンVICファンド	70,467,999円
新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド	19,876,673円

## 2 有価証券関係

(平成23年8月26日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	74,300
合計	74,300

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成22年12月11日）から計算日までの期間に対応するものであります。

## 3 デリバティブ取引関係

(平成23年8月26日現在)

本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

(平成23年8月26日現在)

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考 (償還年月日)
国債証券	第196回国庫短期証券	250,000,000	249,995,750	2011年8月29日
	第197回国庫短期証券	40,000,000	39,999,320	2011年9月5日
	第211回国庫短期証券	100,000,000	99,983,200	2011年10月31日
	第218回国庫短期証券	250,000,000	249,939,000	2011年11月28日
合計		640,000,000	639,917,270	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## &lt;参考情報&gt; Fullerton VPIC Fund Class Aの2011年9月末日付け有価証券明細

銘柄名	業種	国	株数	時価総額(円)	組入比率(%)
CHINA MOBILE	電気通信サービス	中国	236,500	180,543,793	4.24
CNOOC LTD	エネルギー	中国	1,066,000	137,213,738	3.23
MUSLIM COMM BK	金融	パキスタン	886,653	135,240,231	3.18
RELIANCE IN-DMT	エネルギー	インド	102,253	130,089,654	3.06
ICBC H	金融	中国	3,349,868	126,703,350	2.98
OIL & GAS DEV	エネルギー	パキスタン	1,068,846	124,863,967	2.93
HUB POWER CO	公益事業	パキスタン	3,337,362	122,111,770	2.87
TENCENT HLDG	情報技術	中国	70,100	113,969,387	2.68
INFOSYS LTD	情報技術	インド	27,019	107,716,018	2.53
CHINA CONST B H	金融	中国	2,135,712	101,292,022	2.38
LARSEN&TO DMT N	資本財・サービス	インド	46,884	100,176,013	2.35
VIETNAM DAIRY	生活必需品	ベトナム	215,000	99,263,261	2.33
HDFC BK DMT	金融	インド	130,978	96,402,112	2.27
PAKISTAN PET	エネルギー	パキスタン	562,716	93,867,772	2.21
CHINA UNICOM HK	電気通信サービス	中国	552,000	88,760,991	2.09
FAUJI FERTILIZ	素材	パキスタン	608,524	86,218,349	2.03
PAKISTAN OILFIE	エネルギー	パキスタン	262,832	85,172,772	2.00
BHARTI NSE DMT	電気通信サービス	インド	133,250	79,273,179	1.86
MASAN GRP CORP	生活必需品	ベトナム	160,680	71,216,912	1.67
JINDAL S&P DMT	素材	インド	85,990	68,480,311	1.61
PETROCHINA CO H	エネルギー	中国	658,000	63,001,285	1.48
BELLE INTL HLDG	一般消費財・サービス	中国	450,000	60,596,629	1.42
DR REDDYS DMT	ヘルスケア	インド	25,661	59,899,874	1.41
CHINA SHENHUA H	エネルギー	中国	191,500	58,874,526	1.38
CHINA PETRO&C H	エネルギー	中国	762,000	57,944,635	1.36
TATA CONSUL DMT	情報技術	インド	34,830	56,862,390	1.34
CHN LIFE INS H	金融	中国	294,000	54,727,073	1.29
MAH & MAH DMT	一般消費財・サービス	インド	42,374	53,669,519	1.26
HERO MOTORCORP	一般消費財・サービス	インド	17,485	53,435,048	1.26
CHINA MER BK H	金融	中国	450,000	53,378,501	1.25
PAKISTAN ST OIL	エネルギー	パキスタン	235,220	52,862,804	1.24
BAOVIET HLDG	金融	ベトナム	210,000	51,967,780	1.22
UNITED BANK	金融	パキスタン	949,516	50,564,456	1.19
DHG PHARM JSC	ヘルスケア	ベトナム	205,207	50,402,709	1.18
BK OF CHINA H	金融	中国	2,070,891	50,236,615	1.18
PING AN INS H	金融	中国	112,000	49,015,940	1.15
ENGRO CHEMICAL	素材	パキスタン	379,335	47,829,455	1.12
VINCOM JSC	金融	ベトナム	128,500	47,461,690	1.12
PETROV FERT&CHE	素材	ベトナム	390,000	46,527,230	1.09
SACOMBANK	金融	ベトナム	842,618	44,504,798	1.05
ACC LTD DMT	素材	インド	24,758	42,805,803	1.01
JSC BANK FTV	金融	ベトナム	419,078	42,256,894	0.99
HAGL JSC	金融	ベトナム	351,580	41,943,701	0.99
OIL&NAT GAS DMT	エネルギー	インド	99,776	41,786,714	0.98
ICICI BANK-DMT	金融	インド	29,403	40,510,298	0.95
HT MEDIA DMT	一般消費財・サービス	インド	165,263	38,456,010	0.90
FPT CORP	情報技術	ベトナム	194,230	36,945,675	0.87
HOA PHAT GR	素材	ベトナム	357,500	36,443,929	0.86
TAY NINH RUBBER	素材	ベトナム	250,000	36,011,788	0.85
OBEROI REALTY	金融	インド	98,687	35,964,331	0.85
CHINA MENGNIU D	生活必需品	中国	150,000	35,645,076	0.84
KOTAK MAHID DMT	金融	インド	48,453	35,056,006	0.82
GUJARAT PIPAVAV	資本財・サービス	インド	328,037	33,739,270	0.79
YES BANK	金融	インド	72,815	31,234,481	0.73
UN BK INDIA DMT	金融	インド	68,481	26,373,716	0.62
HENGAN INTL	生活必需品	中国	42,000	26,178,338	0.62
ASHOK LEYLA DMT	資本財・サービス	インド	623,229	25,600,911	0.60
EXIDE IND DMT	一般消費財・サービス	インド	124,727	25,440,915	0.60
THERMAX DMT	資本財・サービス	インド	33,296	23,180,636	0.54
INDUSIND BANK	金融	インド	55,965	23,099,324	0.54

ENTERTAIN N DMT	一般消費財・サービス	インド	55,186	22,612,769	0.53
PETROVI DRI&WEL	エネルギー	ベトナム	160,003	22,161,516	0.52
DISH TV IND DMT	一般消費財・サービス	インド	181,137	22,022,819	0.52
VIETNAM EXP IMP	金融	ベトナム	330,810	19,549,636	0.46
KINHDO CORP	生活必需品	ベトナム	130,000	17,093,595	0.40
SONGDA URBAN	金融	ベトナム	130,000	13,636,464	0.32
REFRIG ELECT EN	資本財・サービス	ベトナム	300,000	12,742,633	0.30
SAIGON SECS INC	金融	ベトナム	170,000	12,244,008	0.29
VINH SON	公益事業	ベトナム	300,000	11,302,161	0.27
GEMADEPT CORP	資本財・サービス	ベトナム	100,003	8,975,515	0.21
LAM SON SUGAR	生活必需品	ベトナム	100,000	7,977,996	0.19
DEV INVMT CONST	資本財・サービス	ベトナム	50,008	3,712,578	0.09
NBB INV CORP	金融	ベトナム	20,000	3,508,841	0.08

(注) 有価証券明細の組入比率はケイマン籍の円建て外国投資信託Fullerton VPIC Fund Class A Unitsの純資産総額をもとに算出した比率です。業種はMSCI/S&P GICSの業種区分にもとづいています。MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard = GICS)のことです。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成23年9月末日現在です。

### <新生・フラトンV P I Cファンド>

#### 【純資産額計算書】

資産総額	4,439,936,363 円
負債総額	31,121,925 円
純資産総額 ( - )	4,408,814,438 円
発行済口数	10,720,329,729 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.4113 円

### (参考) <新生 ショートターム・マザーファンド>

#### 純資産額計算書

資産総額	396,963,529 円
負債総額	- 円
純資産総額 ( - )	396,963,529 円
発行済口数	390,912,727 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.0155 円

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

##### 受益権の譲渡

- 1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
- 2) 上記1)の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
- 3) 上記1)の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

##### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

##### (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、

約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### （1）資本金の額

平成23年9月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

最近5年間における資本金の増減はありません。

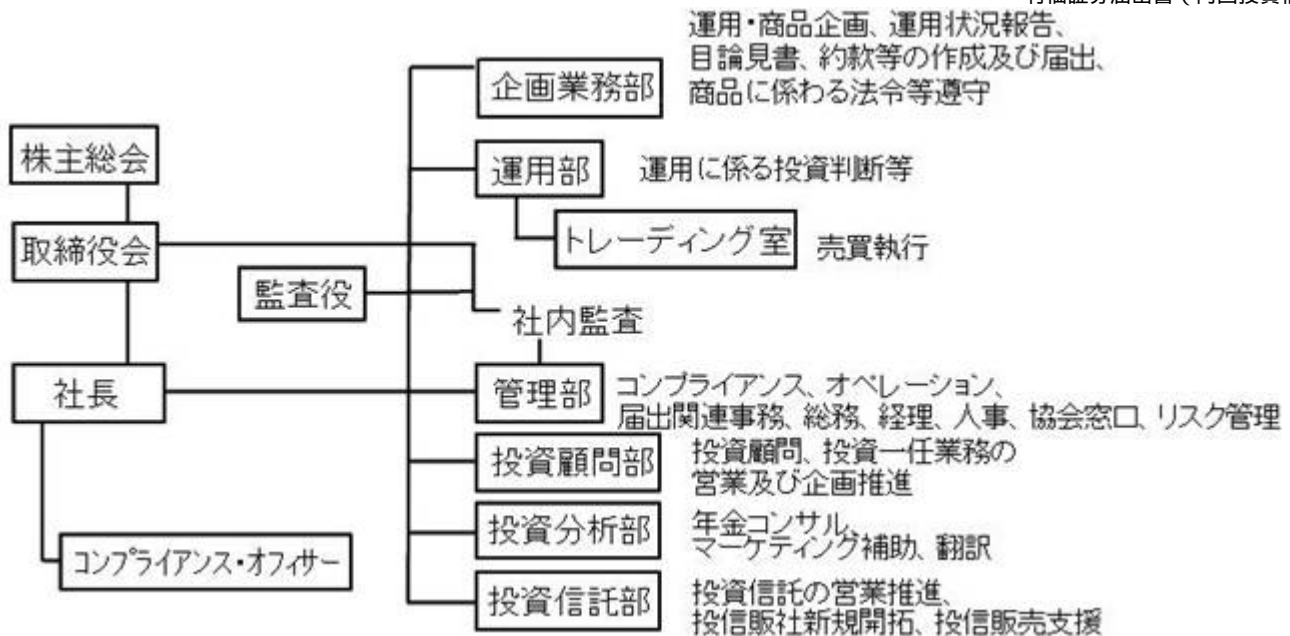
###### （2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

\* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



### （３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、企画業務部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

## ２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計28本（追加型投資信託17本、単位型投資信託11本）であり、純資産の総額は128,543百万円(百万円未満切捨)です。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。また、第10期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び第10期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

期別		第9期 (平成22年3月31日現在)		第10期 (平成23年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		750,015		748,455
前払費用			5,719		7,918
未収委託者報酬			209,939		189,465
未収運用受託報酬			16,877		22,526
未収収益			12,450		7,545
繰延税金資産			6,741		1,051
差入保証金	2		29,082		-
流動資産計			1,030,827		976,962
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	3,950		47,094	
器具備品	1	3,591		4,714	
無形固定資産					
ソフトウェア		7,470		5,390	
商標権		193		118	
投資その他の資産					
差入保証金	2	-		44,119	
繰延税金資産		605		-	
固定資産計			15,811		101,438
資産合計			1,046,639		1,078,401

期別		第9期 (平成22年3月31日現在)		第10期 (平成23年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			206,200		171,204
未払手数料	2	124,082		110,179	
その他未払金	2	82,118		61,025	
未払費用			17,836		10,667
未払法人税等			19,542		3,927
未払消費税等			3,498		2,406
固定資産処分損失引当金			5,305		-
その他			23		983
流動負債計			252,407		189,189
固定負債					

資産除去債務			-		26,798
繰延税金負債			-		9,845
固定負債計			-		36,644
負債合計			252,407		225,834
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		299,231		357,566	
利益剰余金合計			299,231		357,566
株主資本合計			794,231		852,566
純資産合計			794,231		852,566
負債・純資産合計			1,046,639		1,078,401

## (2) 【損益計算書】

期別		第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,737,419		1,571,807	
運用受託報酬		125,022		122,817	
その他営業収益		40,426		26,532	
営業収益計			1,902,869		1,721,157
営業費用					
支払手数料	1	1,076,307		969,557	
広告宣伝費		52,884		34,827	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		590		586	
調査費		106,657		109,811	
委託計算費		29,530		25,355	
営業雑経費					
通信費		1,941		1,840	
印刷費		14,118		13,862	
協会費		2,995		3,017	
その他営業雑経費		1,850		6,812	
営業費用計			1,287,474		1,166,270
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,275		25,290	
給料・手当		221,833		204,317	
賞与		41,410		34,115	
退職給付費用		36,846		35,669	

交際費		1,008		599	
旅費交通費		11,586		10,438	
租税公課		4,823		4,139	
不動産賃借料		36,248		37,458	
固定資産減価償却費		5,349		4,711	
資産除去債務利息費用		-		137	
諸経費		77,736		66,498	
一般管理費計			465,118		423,375
営業利益			150,276		131,511
営業外収益					
受取利息	1	112		123	
雑収入		751		3	
営業外収益計			864		126
営業外費用					
雑損失		230		1	
営業外費用計			230		1
経常利益			150,910		131,636
特別損失					
固定資産処分損失引当金繰入額	2	629		-	
固定資産除却損		-		1,380	
移転関連費用	3	-		12,891	
特別損失計			629		14,271
税引前当期純利益			150,281		117,365
法人税、住民税及び事業税	1	68,454		42,887	
法人税等調整額		6,816	61,637	16,142	59,029
当期純利益			88,643		58,335

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

株主資本			
資本金	前期末残高		495,000
	当期末残高		495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		210,587
	当期変動額	当期純利益	88,643
	当期末残高		299,231
利益剰余金合計	前期末残高		210,587
	当期変動額		88,643
	当期末残高		299,231
株主資本合計	前期末残高		705,587
	当期変動額		88,643
	当期末残高		794,231

純資産合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	299,231
	当期変動額	当期純利益 58,335
	当期末残高	357,566
利益剰余金合計	前期末残高	299,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	357,566
株主資本合計	前期末残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566
純資産合計	前期末残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

## 〔重要な会計方針〕

項目	第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年 器具備品 3～15年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 同左</p>

2. 引当金の計上基準	<p>固定資産処分損失引当金</p> <p>将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用</p> <p>親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> <p>連結納税制度の適用</p> <p>同左</p>

## 〔会計処理方法の変更〕

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

## 〔注記事項〕

## (貸借対照表関係)

第9期 (平成22年3月31日現在)	第10期 (平成23年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 2,645千円</p> <p>器具備品 14,223千円</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,281千円</p> <p>器具備品 9,839千円</p>
<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 393,907千円</p> <p>差入保証金 29,082千円</p> <p>未払手数料 66,518千円</p> <p>その他未払金 46,861千円</p>	<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 541,584千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 62,890千円</p> <p>その他未払金 29,399千円</p>



当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

当該金額のうち、29,349千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

## (損益計算書関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)												
<p>1. 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">452,491千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td style="text-align: right;">46,861千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 固定資産処分損失引当金繰入額629千円は、当期取得をした有形固定資産について、将来の事務所移転に伴う除却損を合理的に算出した損失見込額と賃貸面積縮小に伴い、将来の事務所移転に係る原状回復費用等について算出した引当戻入額とを相殺した金額であります。</p>	支払手数料	452,491千円	受取利息	112千円	法人税、住民税及び事業税	46,861千円	<p>1. 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">487,624千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">123千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td style="text-align: right;">29,349千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>3. 移転関連費用12,891千円は、事務所移転に伴い発生した金額であります。</p>	支払手数料	487,624千円	受取利息	123千円	法人税、住民税及び事業税	29,349千円
支払手数料	452,491千円												
受取利息	112千円												
法人税、住民税及び事業税	46,861千円												
支払手数料	487,624千円												
受取利息	123千円												
法人税、住民税及び事業税	29,349千円												

## (株主資本等変動計算書関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																				
<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">株式の種類</th> <th style="width: 15%;">前事業年度末</th> <th style="width: 10%;">増加</th> <th style="width: 10%;">減少</th> <th style="width: 15%;">当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">株式の種類</th> <th style="width: 15%;">前事業年度末</th> <th style="width: 10%;">増加</th> <th style="width: 10%;">減少</th> <th style="width: 15%;">当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

## (リース取引関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (金融商品関係)

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に対する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

#### 運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

#### 市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

#### 流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額

預金	750,015	750,015	-
未収委託者報酬	209,939	209,939	-
未収運用受託報酬	16,877	16,877	-
差入保証金	29,082	27,106	1,975
資産計	1,005,915	1,003,939	1,975
未払手数料	124,082	124,082	-
その他未払金	82,118	82,118	-
負債計	206,200	206,200	-

## (2) 時価の算定方法

資産

## 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、帳簿価額から原状回復費用の見積額を控除した金額によっております。

負債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	750,015
未収委託者報酬	209,939
未収運用受託報酬	16,877
差入保証金	29,082
合計	1,005,915

第10期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に対する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

## 運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

## 市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

## 流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	748,455	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	22,526	-
差入保証金	44,119	27,016	17,103

資産計	1,004,567	987,463	17,103
未払手数料	110,179	110,179	-
その他未払金	61,025	61,025	-
負債計	171,204	171,204	-

## (2) 時価の算定方法

資産

## 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	748,455	
未収委託者報酬	189,465	
未収運用受託報酬	22,526	
差入保証金		44,119
合計	960,447	44,119

## (有価証券関係)

第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## （デリバティブ取引関係）

第9期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）	第10期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## （セグメント情報等）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）」を適用しております。

## 1. セグメント情報

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## （1）サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （2）地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

## （3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	エマージング・カレンシー・ 債券ファンド（毎月分配型）	新生・UTIインド ファンド
営業収益	924,925	345,339

## （注）

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

## （資産除去債務関係）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

す。

## 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
	26,661	137	26,798

(関連当事者情報)

第9期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	452,491	未払 手数料	66,518
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	46,861	その他 未払金	46,861
							敷金の返還	11,566	差入 保証金	29,082

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第10期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	487,624	未払 手数料	62,890
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	29,349	その他 未払金	29,349
							敷金の返還	29,082	差入 保証金	44,119
							敷金の差入	44,119		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 4,582千円</p> <p>固定資産処分損失引当金 1,583千円</p> <p>その他特別損失 <u>575千円</u></p> <p style="text-align: right;">小計 6,741千円</p> <p>固定資産</p> <p>その他 <u>605千円</u></p> <p style="text-align: right;">小計 <u>605千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 7,347千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 <u>1,051千円</u></p> <p style="text-align: right;">小計 1,051千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務 10,904千円</p> <p>その他 891千円</p> <p>評価性引当額 10,904千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺 <u>891千円</u></p> <p style="text-align: right;">小計 <u>千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 1,051千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物(除去費用) 10,737千円</p> <p>繰延税金資産(固定)との相殺 <u>891千円</u></p> <p style="text-align: right;">小計 <u>9,845千円</u></p> <p>繰延税金負債合計 9,845千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 8,794千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.20%</p> <p>住民税均等割額 0.23%</p> <p>評価性引当額の増減 9.29%</p> <p>その他 <u>0.11%</u></p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 50.30%</p>

## (退職給付関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

## (1株当たり情報)



第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1株当たり純資産額 80,225円38銭	1株当たり純資産額 86,117円85銭
1株当たり当期純利益 8,953円90銭	1株当たり当期純利益 5,892円47銭
(注)	(注)
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

## (重要な後発事象)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更、平成22年10月6日に開催された臨時株主総会において、本店の所在地に関する定款変更が決議されました。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・ 名称 住友信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 342,000百万円(平成23年9月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### 参考：再信託受託会社の概要

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円(平成23年9月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

- ・ 名称 株式会社新生銀行
- ・ 資本金の額 512,204百万円(平成23年9月末日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・ 名称 株式会社SBI証券
- ・ 資本金の額 47,937百万円(平成23年9月末日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 岡三証券株式会社
- ・ 資本金の額 5,000百万円(平成23年9月末現在)

- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 岩井証券株式会社
- ・ 資本金の額 3,000百万円(平成23年9月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 フィデリティ証券株式会社
- ・ 資本金の額 5,207百万円(平成23年9月末日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 内藤証券株式会社
- ・ 資本金の額 3,002百万円(平成23年9月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 丸近証券株式会社
- ・ 資本金の額 200百万円(平成23年9月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 S M B C 日興証券株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円(平成23年9月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 楽天証券株式会社
- ・ 資本金の額 7,495百万円(平成23年9月末日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 楽天銀行株式会社
- ・ 資本金の額 25,954百万円(平成23年9月末日現在)

- ・ 事業の内容 「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
  
- ・ 名称 ばんせい証券株式会社
  
- ・ 資本金の額 1,558百万円(平成23年9月末現在)
  
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

### 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
  - ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ファンドの形態等を記載することがあります。

委託会社の名称およびロゴマーク、図案等を採用することがあります。

(2) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(3) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

# 独立監査人の監査報告書

平成23年10月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

岩本 正

印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFANDの平成22年8月27日から平成23年8月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・フラトンVPICFANDの平成23年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年10月1日

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFファンドの平成21年8月27日から平成22年8月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・フラトンVPICFファンドの平成22年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)



# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。